

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月23日 04時50分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市 ^{かみみず} 上水島南方沖 上水島三等三角点から真方位180° 1.72海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.1′ 東経133° 42.9′）
事故の概要	貨物船第三十八大盛丸 ^{たいせい} は、錨泊中、また、引船第十八山和丸 ^{さんわ} は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第三十八大盛丸、498トン 141366、戎井海運有限会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 引船 第十八山和丸、98.95トン 125213、山和船舶海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、四級（航海） 甲板員B、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に凹損 B 右舷船首部防舷材の取付金具に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船首を北方に向け、錨泊中を示す灯火を表示し錨泊していた。 船長Aは、自室で休憩中、船体に衝撃を感じて昇橋した。 B船は、船長B及び甲板員Bほか1人が乗り組み、約8ノットの対地速力で、自動操舵により東進していた。 甲板員Bは、単独の船橋当直につき、レーダーを0.5Mレンジに設定し、レーダーと舵輪との間に立ち、眠気を感じながら操船中、船首方至近にA船を視認して左舵を取ったが、A船と衝突した。
分析	A船は、船橋を無人の状態として錨泊していたものと考えられる。 B船は、単独で船橋当直中の甲板員Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れたものと考えられる。 甲板員Bは、眠気を感じていたことから、覚醒水準が低下していた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が錨泊中、B船が東進中、単独で船橋当直中

	の甲板員Bが、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うとともに適切な操船を行うこと。・ 眠気を感じたら船長に報告すること。